



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0044  
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号  
井門神田駅前ビル22号室  
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276  
担当:上野・進藤

～この時期に案内したい新型コロナウイルス感染症の影響に伴う情報・手続き～

## 退職する従業員への案内

今回のあおぞらレターでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、退職する従業員に対し、事前に伝えると良い情報・手続きなど案内しておきたい内容を中心にお伝えいたします。



### 退職後に雇用保険の基本手当を受給するための失業認定や求職活動について

#### 1. 失業認定手続きについて

通常は指定日にハローワーク来所による失業認定が原則ですが、次のような手続きが可能ことがあります。  
※従業員居住地のハローワークで取扱いが異なる可能性があります。詳細等は管轄にお問合せください。

##### (1) 郵送による失業認定

「雇用保険受給資格者証」、「失業認定申告書」等を郵送することで手続き可能な場合があります。

##### (2) 失業認定日の変更

通常4週間に1回の失業認定日について一定期間内で変更可能な場合があります。

参考：東京労働局 → [https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage\\_00551.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00551.html)



#### 2. 職業相談・職業紹介について

次のように郵送やインターネットによる求職申し込み手続きや電話による職業相談・職業紹介が可能です。

##### (1) 郵送による求職申し込み手続きについて

「求職申込書」にご記入の上、ご利用希望のハローワークへ郵送ください。

##### (2) ハローワークインターネットサービスを通じて求職申し込みを行う場合

当面の間、求職仮登録完了後14日以内に、利用希望のハローワークへ電話すれば行うことができます。

詳細：[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/news/hellowork\\_news\\_dtl.html#PAGE000000000000001459](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/news/hellowork_news_dtl.html#PAGE000000000000001459)

### 国民健康保険料・国民年金保険料の減免などについて

#### 1. 国民年金保険料の減免について

失業した場合等に申請することで、保険料納付が免除や猶予制度を利用できる場合があります。

詳細：日本年金機構 → <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200312.html>

#### 2. 国民健康保険を選択する場合の減免、傷病手当金制度について

- 保険料納付が困難な場合は減免や猶予制度を利用できる場合があります。
- 通常、国民健康保険には、傷病手当金の制度がありませんが、今回、給与収入がある方について、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、傷病手当金の支給を受けられることがあります。詳細は、加入する市区町村の国民健康保険へお問合せください。

#### そのほか



- 今回新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の事業主の猶予制度もあります。詳細：<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>
- その他企業向け Q&A ↓

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277